## 労災保険指定医療機関の皆さまへ

電子レセプトによる労災診療費請求を行った場合の

## 「労災電子化加算」を新設しました

労災レセプト電算処理システムの試験稼働により、**平成25年10月から、**一部の地域で**電子レセプトによる労災診療費の請求が可能**となりました。 この電子レセプト請求の利用促進を図るため「**労災電子化加算」が新設**されました。

青森局管内の医療機関は、全国稼働実施後(平成26年1月末を予定)、 オンラインまたは電子媒体で労災診療費を請求すると「**労災電子化加算」** の算定が可能となります。

#### 請求できる医療機関

● 青森局管内の医療機関 ⇒ オンライン又は電子媒体により 労災診療費請求内訳書を請求した場合

#### 加算点数

オンライン又は電子媒体による請求で**1件につき3点加算**できます。 (初診・再診を問わず、**電子レセプト1件ごとに加算可能**)

## 加算対象期間

いつから ⇒ 平成26年1月末 (予定)

いつまで ⇒ 平成28年3月診療分

※「労災電子化加算」の算定期間は平成28年3月診療分までとなる予定です。

#### 請求に当たっての注意事項

電子レセプト請求を利用する前に所定の手続きが必要となるので、 ヘルプデスク (裏面参照) 又は青森労働局労災補償課までお問い合わせ ください。

> 青森労働局労働基準部労災補償課医療係 電話017-734-4115

# 電子レセプトによる 労災診療費請求を開始するにあたって

電子レセプトを利用するには**労災レセプト電算処理システム等への登録** など**所定の手続きが必要**です。

電子レセプト請求の積極的な活用に向けて、厚生労働省HPにシステム 処理の概要等について、医療機関、システム処理事業者向けのコンテンツ を掲載しています。

また指定医療機関等に対する**電話相談窓口(ヘルプデスク)を開設**しているので是非ご利用ください。

## 厚生労働省ホームページへのアクセス

厚生労働省ホームページhttp://www.mhlw.go.jp/政策について>雇用・労働>労災補償>労災レセプト電算処理システム

<u>
→ 「労災レセプト」で検索</u>

## 労災保険指定医療機関等用<u>ヘルプデスク</u>

日により利用時間が異なりますので、ご利用の際はご注意ください。 (毎月1日~4日は開設しておりません。)

電話番号 フリーダイヤル (0120) 631-660

利用時間 ①5~7日、11日、12日 8:00~21:00

② 8 ~ 1 0 日 8:00~24:00

※5~12日の間は土日祝日も開設しています。

③ 13~月末まで 9:00~17:00

※土日祝日は開設していません。

## お知らせ

青森労働局ホームページにも情報を掲載中です。

http://aomoriroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html